

給油取扱所の運用基準目次

第1章 総則

第1 趣旨	1
第2 法令名略語、用語の定義等	1

第2章 運用基準

第1 共通事項	2
第2 屋外給油取扱所	
1 給油空地	2
2 注油空地	3
3 給油空地及び注油空地の舗装	3
4 給油空地及び注油空地以外の部分の舗装	4
5 滞留及び流出防止措置	4
6 標識及び掲示板	6
7 専用タンク等	6
8 固定給油設備等の構造等	8
9 品目の表示	10
10 固定給油設備等の離隔距離	11
11 懸垂式の固定給油設備等の緊急停止装置	11
12 給油取扱所の建築物等	11
13 可燃性蒸気流入防止措置等	13
14 塀又は壁	14
15 ポンプ室等	16
16 業務を行うについて必要な設備	17
17 給油に支障がある設備等	18
18 その他	19
第3 屋内給油取扱所	
1 屋内給油取扱所の定義	19
2 給油取扱所以外の用途	21
3 油量自動表示装置	21
4 通気管の位置	21
5 過剰注入自動防止設備	21
6 建築物の構造等	22

7	区画	22
8	二方開放	22
9	一方開放の措置	24
10	穴、くぼみ等	24
11	上階を有する場合の措置	24
12	基準の準用	26
第4	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	26
第5	圧縮水素充填設備設置給油取扱所	26
第6	自家用給油取扱所	
1	給油空地	26
2	固定給油設備の位置	26
第7	メタノール等を取り扱う給油取扱所	26
第8	エタノール等を取り扱う給油取扱所	26
第9	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	
1	顧客に自ら給油等をさせることができる範囲	26
2	顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準	27
3	顧客用固定注油設備の構造等	29
4	自動車等衝突防止措置等	30
5	表示	30
6	制御卓等の基準	31
7	可搬式の制御機器の基準	32
別記1	「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」	35
別記2	「尿素水溶液供給機の設置基準」	43
別記3	「急速充電設備の基準」	44

第1章 総則

第1 趣旨

この運用基準は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所について、必要な事項を定めるものとする。

第2 法令名略語、用語の定義等

1 法令名略語

- (1) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (2) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (3) 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (4) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。

2 用語の定義

- (1) 「J I S」とは、日本産業規格をいう。
- (2) 「消防危」、「消防予」、「国消乙予発」とは、国からの通知又は質疑をいう。

3 その他

「*」とは、行政指導基準とする。

第2章 運用基準

第1 共通事項

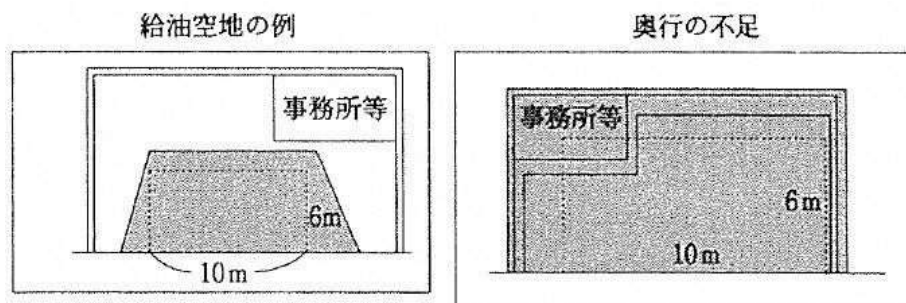
- 1 「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。【令和5年消防危第63号】
- 2 給油取扱所における取扱最大数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。【昭和62年消防危第38号】

第2 屋外給油取扱所（危政令第17条第1項関係）

1 給油空地（危政令第17条第1項第2号関係）

- (1) 給油空地は、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等（以下(1)において「自動車等」という。）の大きさ、車両の動線等を考慮したうえ、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の長方形が内在するように設けること（図1参照）。【平成18年消防危第113号】

図1



- (2) 2以上の道路に面する給油空地にあつては、道路幅員、交通量、周囲の状況等を勘案し、自動車等が主として出入りする側を間口とすること。
- (3) 道路に面する側の自動車等の出入口の幅は、連続して10メートル以上とすること。ただし、ガードレール、歩道等が設けられているため当該出入口を分割する必要がある場合にあつては、ガードレールの開放、歩道の切り下げ等を行うことにより、幅5メートル以上の出入口を2箇所以上設ける場合に限り、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。【平成18年消防危第113号】
- (4) 危規則第24条の14第2号に規定する「安全かつ円滑に通行することができる広

さ」とは、自動車等の動線を包含するとともに、当該自動車等がすれ違う際に車両相互間に十分な間隔を確保することができる広さをいう。【平成18年消防危第113号】

- (5) 危規則第24条の14第3号に規定する「安全かつ円滑に給油を受けることができる広さ」とは、自動車等を包含することができるとともに、当該自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間を確保することができる広さをいう。【平成18年消防危第113号】

2 注油空地（危政令第17条第1項第3号関係）

- (1) 注油空地は、固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して確保すること。【平成18年消防危第113号】
- (2) 注油空地の出入口は、道路に面する必要はないこと。【平成元年消防危第44号】
- (3) 危規則第24条の15第1号に規定する「安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ」とは、容器を包含することができるとともに、当該容器の周囲に詰め替え作業等に必要と考えられる十分な空間を確保することができる広さをいう。なお、容器を置くための台等を設ける場合は、当該台等も包含すること。【平成18年消防危第113号】
- (4) 危規則第24条の15第2号に規定する「安全かつ円滑に注入することができる広さ」とは、移動タンク貯蔵所等を包含することができるとともに、当該移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間を確保することができる広さをいう。【平成18年消防危第113号】

3 給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の舗装

（危政令第17条第1項第4号関係）

危規則第24条の16に規定する性能を有する給油空地及び注油空地の舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがあること。なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。さらに鉄筋コンクリートの舗装に加え、地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料又はJIS難燃2級以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8\Omega\cdot\text{cm}$

(オームセンチメートル) 以下又は表面固有抵抗値 $10^9 \Omega$ (オーム) 以下)、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。

4 給油空地及び注油空地以外の部分の舗装

アスファルトによる舗装とすることができる。【平成31年消防危第81号】

5 滞留及び流出防止措置（危政令第17条第1項第5号関係）

(1) 可燃性蒸気の滞留防止措置

ア 給油空地等から当該空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。【平成18年消防危第113号】

イ 可燃性蒸気の滞留防止措置は、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによるのではなく、給油空地等の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等、給油取扱所の構造による措置とすること。【平成18年消防危第113号】

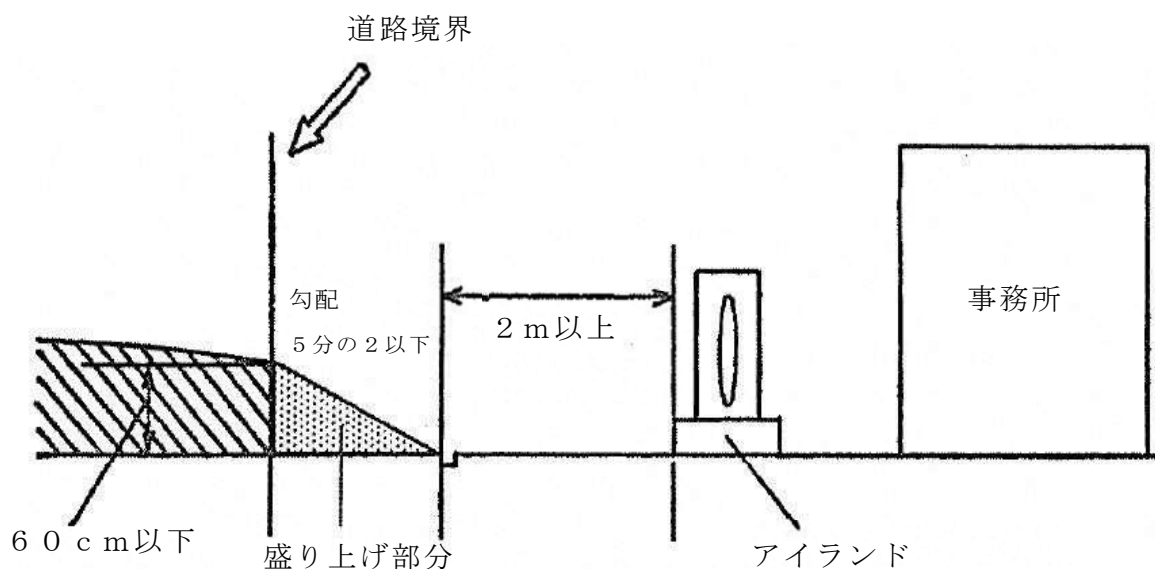
ウ 給油取扱所の周囲の道路のかさ上げ等により、給油空地等の地盤面を周囲より高くすることが困難となった場合に、危政令第23条の規定を適用し、次により、高低差を埋めるための盛り上げを行うことは、可燃性蒸気の滞留防止措置の一例として考えられること（図2参照）。【昭和44年消防予第276号】

(7) 給油空地等の地盤面と道路境界部分との高低差が60センチメートル以下であること。

(4) 盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（以下「アイランド」という。）の道路に面する側から2メートル以上離れていること。

(7) 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。

図 2



(2) 漏れた危険物の滞留防止措置

給油空地等の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける措置は、漏れた危険物の滞留防止措置の一例として考えられること。【平成18年消防危第113号】

(3) 危険物の流出防止措置

ア 危規則第24条の17第2号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分をいう。【平成18年消防危第113号】

イ 次により、排水溝及び油分離装置を設けることは、危険物の流出防止措置の一例として考えられること。この場合、排水溝及び油分離装置は、給油空地と注油空地のものを兼用することができる（図3参照）。【平成元年消防危第15号】

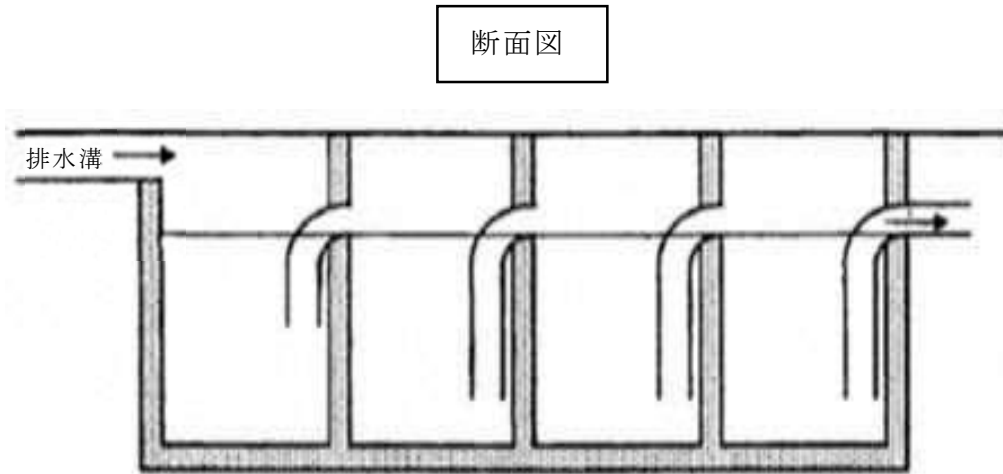
(7) 排水溝は、塀又は建築物のない側にはすべて設けること。

(4) 排水溝は、幅及び深さがおおむね10センチメートル以上とし、有効に排水できる構造とすること。

(7) 油分離装置は、危告示第4条の51で規定する数量の危険物が漏れた場合に、当

該危険物を収容することができる大きさであること。

図3 「油分離装置（危険物と水との比重差を利用したもの）の構造例」



ウ 水に溶ける危険物を収容する貯留設備にあっては、降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるとあり、当該性能を有するための措置としては、次のような方法があること。なお、危険物と水との比重差を利用した油分離装置を設けることのみでは当該性能を有しているとは考えられないこと。【平成18年消防危第113号】

(7) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする方法

(4) 降雨等の水についても収容することができる容量の貯留設備を設ける方法

6 標識及び掲示板（危政令第17条第1項第6号関係）

標識及び掲示板については、製造所運用基準の第2章.第4.4の例によること。

7 専用タンク等（危政令第17条第1項第7号から第9号関係）

(1) 給油取扱所の専用タンクから給油取扱所の敷地外への送油は認められないこと。

(2) 専用タンクに中仕切を設け、ガソリン、軽油又は灯油を貯蔵すること差し支えない

が、中仕切専用タンクに廃油を貯蔵することは認められないこと。【昭和62年消防危第60号】

(3) 廃油タンク等に潤滑油タンクは含まないこと。【昭和62年消防危第60号】

- (4) 専用タンクの注入口は、事務所等の出入口付近、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用に供する建築物の自動車等の出入口の付近、その他火災予防上支障となる場所に設けないこと。
- (5) 地下専用タンクの注入口には、油種の表示を行うこと。
- (6) 「廃油タンク等」には、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等（以下「ボイラー等」という。）に直接接続するタンクが含まれること。【昭和62年消防危第38号】
- (7) 簡易タンクにおいて取り扱う同一品質の危険物については、貯蔵所の運用基準第2章第6.1のとおり。
- (8) 簡易タンクにおいて危険物を取り扱う場合、給油取扱所の敷地が防火地域又は準防火地域と指定されていない地域とにわたる場合は、全部を防火地域又は準防火地域として取り扱うこと。その後、地域指定が変更された場合は、変更後の地域に基づき規制する。【昭和35年国消乙予発第31号】
- (9) 固定注油設備に簡易タンクを接続することについては、次に適合している場合に限る。【平成21年消防危第204号】
- ア 屋外給油取扱所（危政令第17条第3項第1号から第3号までの規定による給油取扱所を除く。）であること。
- イ 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- ウ 固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
- エ 簡易タンクの容量は600リットル以下であること。
- オ 簡易タンクの構造及び設備は、危政令第14条第4号及び第6号から第8号までの規定によるものとする。

(10) 油配管を屋根上に設置する場合は、原則として断熱被覆又は不燃材料で造られた遮へい板の設置を行う等、直射日光からの熱による配管内の圧力の上昇を防止するための措置を行うこと。なお、断熱被覆を行う場合は、配管に高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により防食措置を行い、かつ、被覆外面に耐候性防水テープ等による防水措置を行うよう指導すること。（＊）

(11) 油配管をキャノピーの天井又は柱内部に設置する場合は、有効に点検できる点検口を適当な位置に設置するよう指導すること。（＊）

8 固定給油設備等の構造等（危政令第17条第1項第10号関係）【平成5年消防危第68号】

(1) 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置を設けること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に地下タンク等に戻すことのできる装置を設ける場合にあつては、この限りでない。

(2) 危規則第25条の2第1号ホに規定する「ポンプ機器の運転を停止する措置」には、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等があること。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合は、当該措置は必要ないものであること。

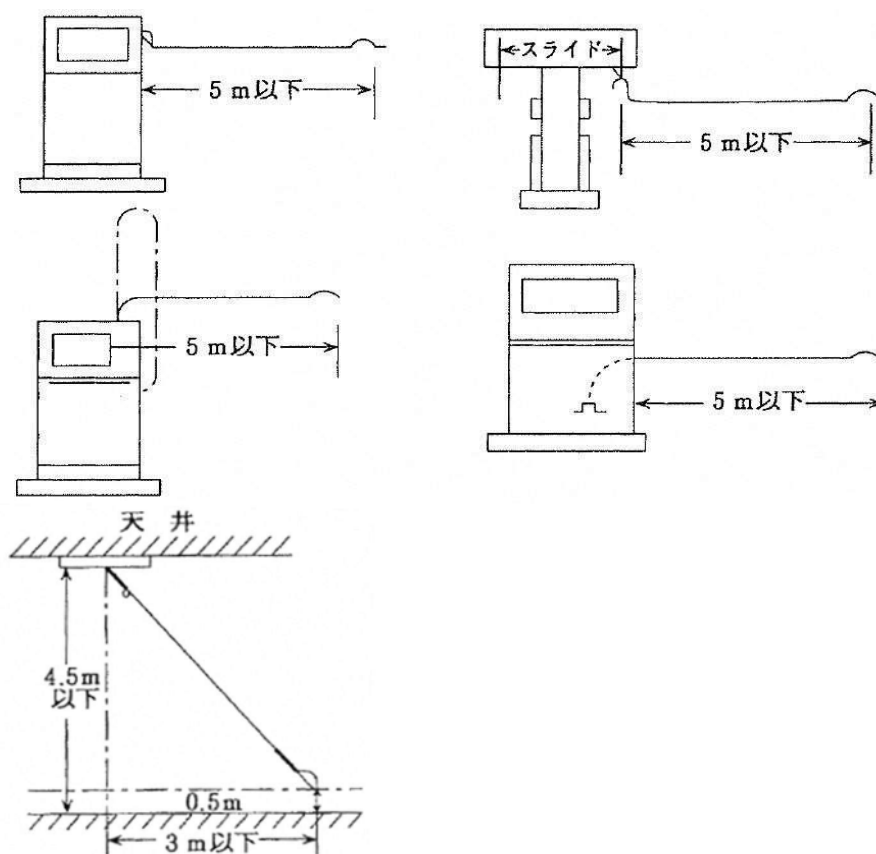
(3) 危規則第25条の2第2号ハに規定する「漏れを防止する措置」とは、過度の引張力が加わった時に離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等の措置を講じたものをいう。この場合、安全継手は2,000ニュートン以下の荷重によって離脱するものであること。

(4) 危規則第25条の2第2号ニに規定する「給油ホース等が地盤面に接触しない構造」には、ホース取出口を高い位置に取り付ける構造、ホースをバネで上部に上げる構造、給油ホース等が地盤面に接触すると考えられる部分にゴム製、プラスチック製等のリン

グ又はカバーが取り付けられた構造、プラスチックで被覆された給油ホース等が設けられている構造等があること。

- (5) 給油ホース等の長さの測定は、図4の例によること。

図4 「ホース測定図」



- (6) 危規則第25条の2第2号へに規定する「危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造」には、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造のもの、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって、2,000リットルを超えない量）以下に制限される構造のもの等、注入時の危険物のあふれを防止する機能を有するものがあること。

- (7) 車両に固定されたタンクに注入する場合にあっては、固定注油設備の注油ホースの直

近に、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨が表示されたものであること。

(8) 危規則第25条の2第2号トに規定する「危険物の供給を停止する装置」には、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合に、ホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する装置等があること。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合は、当該措置は必要ないものであること。

(9) 危規則第25条の2第4号に規定する「難燃性を有する材料」とは、不燃材料及び準不燃材料並びにJIS K7201「酸素指数法による燃焼性の試験方法」により試験を行い、酸素指数が26以上となる高分子材料をいう。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする必要最小限度のものについては、この限りでない。

(10) 給油ホース等及び給油ホース等の先端ノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000オーム未満であること。

(11) 危規則第25条の2第5号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」は、別記1「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」によること。

(12) 危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けたものは、危規則第25条の2の基準に適合しているものとする。【昭和63年消防危第74号】

9 品目の表示（危政令第17条第1項第11号関係）

(1) 危規則第25条の3第1号に規定する「直近の位置」とは、固定給油設備等本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース等設備の本体ケース）又は給油ホース等自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいう。【昭和62年消防危第38号】

(2) 危規則第25条の3第2号に規定する「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいう。ただし、レギュラー、ハイオク等及び商品名の表示でも差し支えない。【昭和62年消防危第38号】

10 固定給油設備等の離隔距離（危政令第17条第1項第12号及び第13号関係）

- (1) 給油取扱所の周囲の塀は、建築物の開口部のない壁とはみなさない。
- (2) はめ殺し窓及び換気口は、開口部に該当すること。【昭和45年消防予第60号】
- (3) 固定給油設備等の離隔距離は、中心点までとし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものにあつては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。【昭和62年消防危第38号】
- (4) 固定注油設備は、固定給油設備のアイランドと共用することはできないこと。【昭和62年消防危第60号】
- (5) 一の固定給油設備内に、固定注油設備用のポンプ機器を設けることはできないこと。
【平成4年消防危第13号】
- (6) 2以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔距離の規制はないこと。
【昭和62年消防危第38号】
- (7) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を収容するポンプ室の構造等は、次によること。
ア ポンプ室は、常時点検可能な位置に設置すること。
イ ポンプ室に設置するポンプ機器の周囲には、点検及び補修が可能な空間を有すること。
- (8) 危規則第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等できる位置であつて、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと。【平成元年消防危第44号】

11 懸垂式の固定給油設備等の緊急停止装置（危政令第17条第1項第15号関係）

- 緊急停止装置の操作部は、当該固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置に設けること。【平成元年消防危第15号】

12 給油取扱所の建築物等（危政令第17条第1項第16号及び第17号関係）

- (1) 給油取扱所の従業員の寄宿舍、長距離トラック運転手用の簡易宿舍、公衆浴場等は、
危省令第25条の4第1項第1号から第6号までの用途に該当しないので、建築物をこれらの用途には使用できないものであること。また、給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等の建築物以外の工作物の設置は認められないものであること。【昭和62年消防危第38号】
- (2) 屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、PHS等のアンテナを設けても差し支えないものであること。【平成9年消防危第27号】
- (3) 危規則第25条の4第1項第6号の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。【昭和62年消防危第38号】
- (4) 危規則第25条の4第1項第3号及び第4号の用途に供する部分で、自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造ること。【昭和62年消防危第60号】
- (5) 危規則第25条の4第1項第5号の用途に供する部分の出入口は、給油取扱所の敷地外から直接出入りできる位置に設けること。【昭和62年消防危第38号】
- (6) 危規則第25条の4第2項に規定する「給油取扱所の係員のみが出入りするもの」には、自動車等の点検・整備を行う作業場への給油取扱所の係員同伴での顧客の一時的な出入りが含まれること。この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を当該作業場に掲示すること。【平成13年消防危第127号】
- (7) キャンピアーに使用する不燃材料として、国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いることができる。【平成4年消防危第13号】
- (8) 給油又は灯油の詰替えのための作業場の上部に天井を設ける場合は、社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」14章4節「軽量鉄骨天井下地」中の屋外型又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること。
- (9) 建築物に設ける階段は、不燃材料で造ること。

(10) 照明器具等をキャノピーの天井に設置する場合は、支持物により、屋根又ははりに直接取り付けるなど、天井に当該照明器具等の荷重がかからない構造とすること。

(11) 給油取扱所の建築物の壁のうち、次のア又はイの間仕切壁については、危政令第23条の規定を適用し、難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認めて差し支えない。【平成9年消防危第31号】

ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された、危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

(12) キャノピーへの採光等のためのガラスの使用については、次に適合している場合に限る、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないこと。【平成9年消防危第31号】

ア 地震による振動等により容易に破損又は落下しないように、ガラス取付部が耐震性を有していること。

イ 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

ウ 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置を講じていること。

エ ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

13 可燃性蒸気流入防止措置等（危政令第17条第1項第18号関係）

(1) 出入口に自動ドアを設ける場合にあつては、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。引分けドアについては、危規則第25条の4第5項第1号の構造を有するものであればよいこととする。【平成17年消防危第295号】

(2) 犬走り等にスロープを設ける場合にあつては、次によること。【平成9年消防危第26号】

ア スロープの最下部から最上部までの高さが15センチメートル以上であること。なお、スロープが明確でない場合は、最上部からの高さの差が15センチメートル以上となるところまでスロープとみなす。

イ スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

14 塀又は壁（危政令第17条第1項第19号関係）

(1) 塀又は壁の高さが2メートルであるとした場合に、告示第4条の52第2項各号に掲げる箇所における輻射熱が同条第3項に規定する式を満たすか否かにより、当該塀又は壁の高さを2メートルを超えるものとする必要があるか判断すること。【平成18年消防危第113号】

(2) 告示第4条の52第1項各号に掲げる火災は、次のとおりとして差し支えない。

【平成18年消防危第191号】

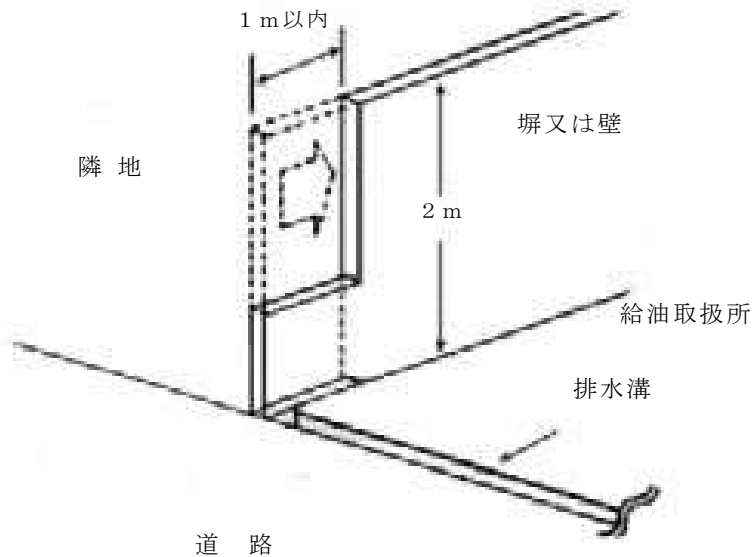
ア 告示第4条の52第1項第1号に掲げる火災にあつては、危険物の漏えい量を固定給油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とし、給油を受ける自動車等の給油口の直下を中心とした円を火炎の範囲とする火災

イ 告示第4条の52第1項第2号に掲げる火災にあつては、危険物の漏えい量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とし、容器に詰め替えるための固定注油設備の場合には容器を置く場所を中心とした円を火炎の範囲とし、車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備の場合には移動タンク貯蔵所等の停車場の中央を中心とする円を火炎の範囲とする火災

ウ 告示第4条の52第1項第3号に掲げる火災にあつては、危険物の漏えい量を荷卸しを行う移動タンク貯蔵所の一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間を当該タンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算し、当該移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する吐出口の反対側の吐出口を外周とした円を火炎の範囲とする火災

- (3) 塀又は壁の高さの算出にあたっては、漏えいした危険物のプール火災を想定して、輻射熱は燃焼開始から一定であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（消防庁特殊災害室）参考資料 2 災害現象解析モデルの一例. 4. 火災・爆発モデルに掲げる方法により算出して差し支えない。【平成 18 年消防危第 1 1 3 号】
- (4) 告示第 4 条の 5 2 第 2 項第 1 号に掲げる箇所における輻射熱の算出にあたって、塀に開口部が設けられている場合にあつては、当該塀の上部からの輻射熱と当該開口部を通過する輻射熱とを合わせたものが、告示第 4 条の 5 2 第 3 項に規定する式を満たすこと。【平成 18 年消防危第 1 1 3 号】
- (5) 告示第 4 条の 5 2 第 2 項第 2 号に掲げる箇所における輻射熱の算出にあたっては、防火設備に用いる網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができる。【平成 18 年消防危第 1 1 3 号】
- (6) 給油取扱所の事務所等の敷地境界線側の壁の開口部に設けられた防火設備については、当該防火設備の表面における輻射熱を算出する必要はないこと。【平成 18 年消防危第 1 1 3 号】
- (7) 塀又は壁とキャノピーとの水平距離が 1 メートル以内となる場合は、当該塀又は壁とキャノピーとを一体とすること。【平成元年消防危第 1 5 号・平成元年消防危第 4 4 号】
- (8) 自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれ等がある塀又は壁に、道路の視認性を確保するための切欠きを設けることについては、その範囲を道路境界線から幅 1 メートル以内とし、当該切欠きを設けた塀又は壁が危規則第 2 5 条の 4 の 2 第 2 号の基準に適合する場合は、危政令第 2 3 条の規定を適用し、認めて差し支えない（図 5 参照）。
【平成 30 年消防危第 4 2 号】

図 5



(9) 看板の取付け位置及び材質について【平成31年消防危第81号】

ア 看板の大きさ、取付位置については、給油業務や自動車等の通行に支障のない範囲とすること。

イ 危政令第17条第1項第19号に規定する塀又は壁の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用すること。

ウ イ以外の場所に設ける看板は、難燃性以上の材料を使用すること。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板にあつては、アクリル板等の難燃性以外の材料を使用することができる。

15 ポンプ室等（危政令第17条第1項第20号関係）

(1) 「ポンプ室その他危険物を取り扱う室」とは、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。【平成元年消防危第15号】

(2) ポンプ室等に設けるためますは、排出口のない集水ますにすること。【平成元年消防危第44号】

(3) 照明設備を設けた場合は、危険物の取扱いに支障がなければ採光設備を設けないこと

ができる。【平成元年消防危第44号】

- (4) 整備室の自動車等の出入口が整備中開放され、かつ、整備ピットを有しないもので、有効に換気される構造のものは、換気設備を設けないことができる。
- (5) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40度未満の危険物を取り扱う室をいう。【平成元年消防危第44号】
- (6) 「蒸気を屋外に排出する設備」は、排風機により排出するものとし、吸気口には、温度ヒューズ付防火ダンパー及び引火防止網を設けること。
- (7) 上記(6)において、「屋外」には、給油空地に面した部分も屋外に含まれること。

【平成元年消防危第44号】

16 業務を行うについて必要な設備（危政令第17条第1項第22号関係）

- (1) 門型洗車機の離隔距離は、可動範囲までの水平距離とすること。【昭和62年消防危第38号】
- (2) コイン洗車機等を設置する場合は、見通しがよく、かつ、火災予防上支障のない場所に設置すること。
- (3) 防爆構造でない車内清掃用電気掃除機の設置については、掃除機本体及び吸い込み口が、危険場所以外の範囲であり、かつ、可燃性蒸気を吸引するおそれのない場所に設ける場合に限り、認めて差し支えない。ただし、可燃性蒸気を吸引することを前提に設計された機種で、ブロワー部分がモーターやスイッチ等と完全に区画され、かつ、可燃性蒸気が強制的に排出できる構造のものにあつては、本体を危険場所以外に設置することで足りるものとする。なお、車内清掃用電気掃除機は、危規則第25条の5第2項第2号により規制すること。
- (4) 危険物を取り扱う設備は、次によること。【昭和62年消防危第38号】
 - ア 危規則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」のうち、油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を収納する部分は、表1に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導すること。（*）

表 1

危険物を収納する部分の容積	板 厚
40ℓ 以下	1.0 mm 以上
40ℓ を超え 100ℓ 以下	1.2 mm 以上
100ℓ を超え 250ℓ 以下	1.6 mm 以上
250ℓ を超え 500ℓ 以下	2.0 mm 以上
500ℓ を超え 1,000ℓ 以下	2.3 mm 以上
1,000ℓ を超え 2,000ℓ 以下	2.6 mm 以上
2,000ℓ を超えるもの	3.2 mm 以上

イ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 油圧式オートリフトの地下埋設タンク及び地下埋設配管は、外面防食の措置を講ずること。

エ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

(5) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備（例えば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ60センチメートル以下の部分の電気設備）は防爆構造とすること。【昭和62年消防危第38号】

(6) 危規則第25条の5第2項第4号に規定する尿素水溶液供給機は、別記2「尿素水溶液供給機の設置基準」によること。

(7) 危規則第25条の5第2項第5号に規定する急速充電設備は、別記3「急速充電設備の基準」によること。

17 給油に支障がある設備等（危政令第17条第1項第23号関係）

(1) 「給油に支障があると認められる設備」とは、自動車等の転回が困難となり自動車等

の固定給油設備への衝突を招来しかねないような設備をいう。

(2) 植栽の範囲は、給油作業に支障のない場所とすること。【昭和46年消防予第65号】

(3) 幕、旗などを屋外（キャノピー内を含む。）において使用する場合は、防災処理を施したものを使用すること。【平成元年消防危第44号】

(4) ボイラー等を屋外に設ける場合は、当該ボイラー等を高さ2メートル以上の耐火構造又は不燃材料で造られた塀で囲い、かつ、屋根を設けないこと。この場合、塀に設ける出入口は、自動閉鎖の防火設備とし、その敷居の高さは15センチメートル以上とすること。【平成4年消防危第13号】

(5) キャノピー上に給油取扱所の業務と直接関係のない広告は、業務に支障のない範囲であれば設けることができる。【平成10年消防危第90号】

18 その他

(1) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。【昭和62年消防危第38号】

(2) 給油取扱所の事務所等にPHS等のアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所に設けること。【平成9年消防危第27号】

第3 屋内給油取扱所（危政令第17条第2項関係）

1 屋内給油取扱所の定義

(1) 「建築物内に設置するもの」とは、危規則第25条の4第1項各号に規定する用途以外の用途を有する建築物に給油取扱所の全部又は一部が存するものをいう。

(2) 上屋面積の算定

ア 建築物のひさし、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分、トラス等は、上屋面積に算入すること。【平成元年消防危第44号】

イ 上屋に設けられたルーバーは、空間部分も含めて上屋面積に算入すること。

(3) 危規則第25条の6に規定する「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、

次のものをいう。ただし、給油取扱所を建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない（図6・図7参照）。【令和3年消防危第172号】

ア 道路に1面以上面している給油取扱所であって、そのキャノピーと事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2メートル以上の隙間があり、かつキャノピーと給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1メートル以上の隙間が確保されていること。

イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

$$S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

図6 「火災の予防上安全であると認められる例」

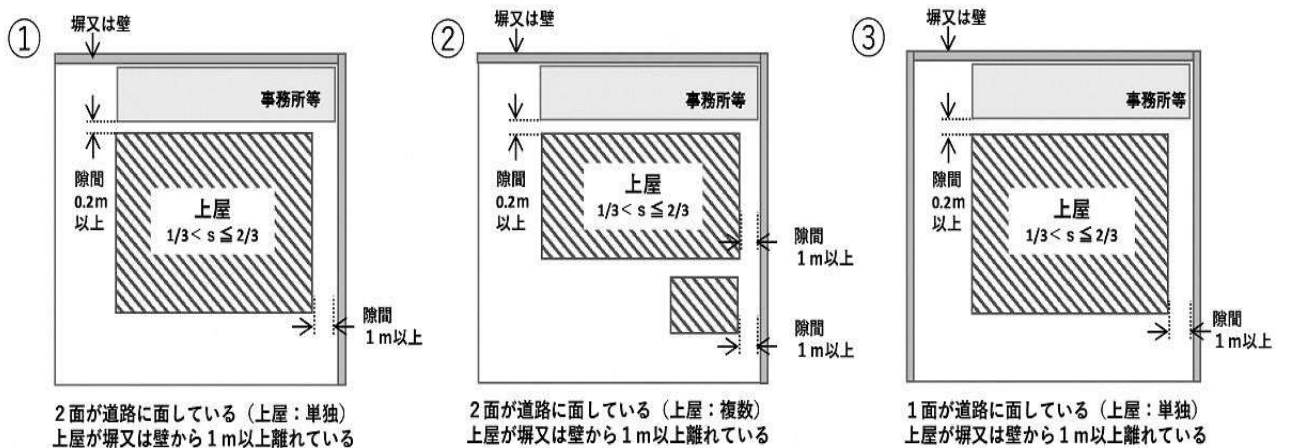
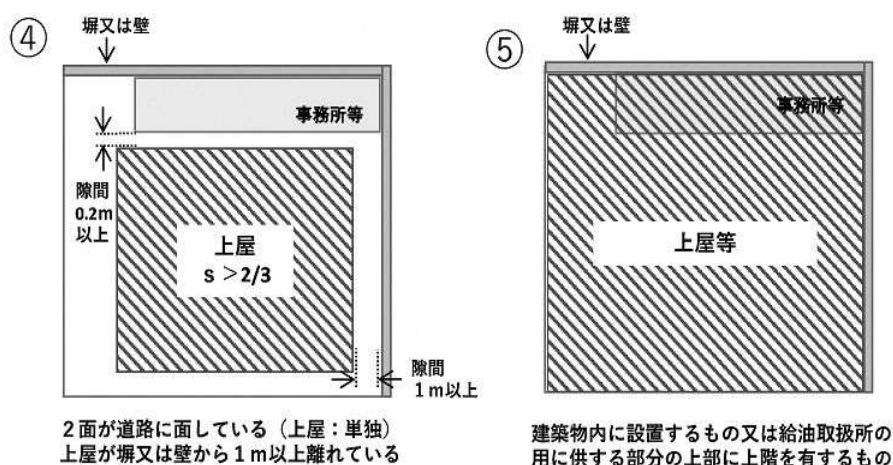


図7 「火災の予防上安全であると認められない例」



2 給油取扱所以外の用途（危政令第17条第2項第1号関係）【平成元年消防危第15号】

- (1) 事務所等の診療室等で、給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。
- (2) 給油取扱所以外の用途部分には、その規模にかかわらず給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。
- (3) 危規則第25条の4第1項第5号の用途に供する部分を給油取扱所の範囲に含めるか、又は他用途部分とするかについては、申請者が選択することができる。

3 油量自動表示装置（危政令第17条第2項第2号関係）【平成元年消防危第44号】

油量自動表示装置は、数基の専用タンクの表示を1の表示窓で行い、スイッチを切り替えることにより各タンクの液量を表示する構造のものとする事ができる。

4 通気管の位置（危政令第17条第2項第3号関係）【平成元年消防危第15号】

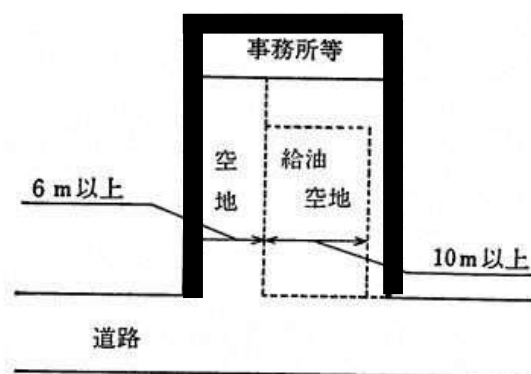
- (1) 危規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいう。
- (2) 通気管の先端が、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通する場合、貫通部に埋戻し等の措置を講じること。【平成元年消防危第44号】

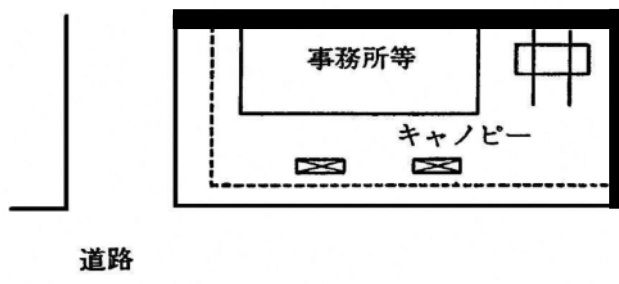
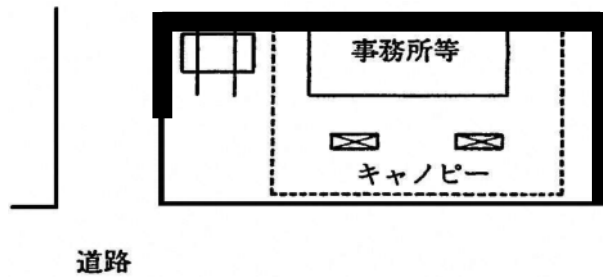
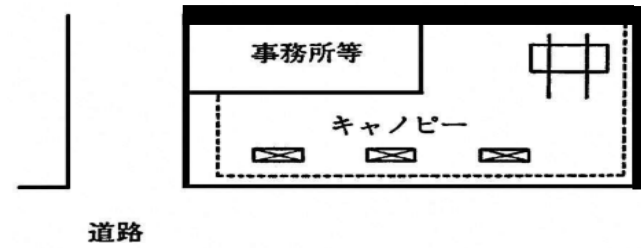
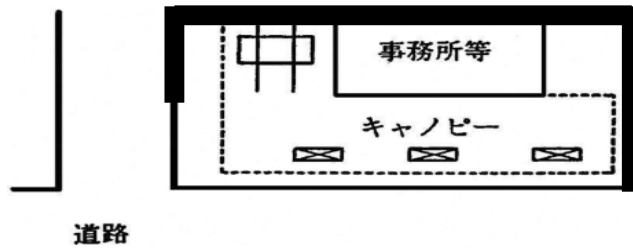
5 過剰注入自動防止設備（危政令第17条第2項第4号関係）【平成元年消防危第44号】

「過剰な注入を自動的に防止する設備」は、次のいずれかのものとする事。

- (1) 専用タンクの容量以下に設定された量（設定量）の危険物が注入された場合、フロートの作動により注入管を閉鎖する機能を有するもの。
- (2) 設定量の危険物が注入された場合、液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機能を有するもの。
- 6 建築物の構造等（危政令第17条第2項第5号関係）
 つり下げ式上屋等のトラスは、はりのみなし耐火構造とすること。
- 7 区画（危政令第17条第2項第6号関係）
 他用途部分に通報する設備の電気配管等が耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該壁又は床と電気配管等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋め戻すこと。
- 8 二方開放（危政令第17条第2項第9号関係）【平成元年消防危第15号】
 (1) 二方開放とは、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方が、自動車等の出入りする側又は危規則第25条の8に規定する避難上及び通風上有効な空地に開放されていることをいう（図8参照）。

図8





(2) 避難上及び通風上有効な空地は、次によること。【平成元年消防危第44号】

- ア 一切の物品の存置及び車両の駐停車をしないこと。
- イ 給油を受ける自動車等が出入りするために使用しないこと。
- ウ 漏えいした危険物が当該空地に流入しない構造とすること。
- エ 自動車等の進入を防止するためのフラワーポット等の設置及びロープ等の展張はしないこと。

9 一方開放の措置（危政令第17条第2項第9号ただし書関係）

(1) 危規則第25条の9第1号イに規定する「敷地外に直接通ずる避難口」は、次によること。

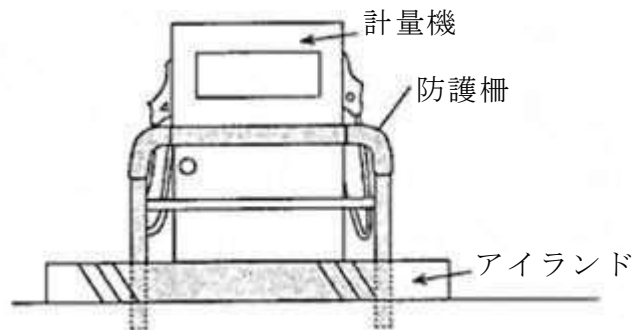
ア 給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できること。【平成元年消防危第15号】

イ 避難口を出た場所が給油取扱所の敷地外であり、かつ、避難のための空地が常時確保されていること。【平成元年消防危第44号】

(2) 危規則第25条の9第5号に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」と

は、原則として、地上式の固定給油設備等の周囲に、自動車等の衝突時の衝撃に耐える強度を有するもので、かつ、腐食の防止措置を講じたものにより造った防護柵又はポールを、図9の例により設ける措置をいう。ただし、その他のもので、自動車等の衝突防止上有効と認められる場合にあつては、この限りでない。【平成元年消防危第44号】

図9



10 穴、くぼみ等（危政令第17条第2項第10号関係）

収納した状態で床面と同一となるような構造を有するリフト設備の掘り下げ部分は、穴、くぼみ等とみなさない。

11 上階を有する場合の措置（危政令第17条第2項第11号関係）

(1) 危規則第25条の10第2号に規定する「危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備」の例としては、注入口付近の床面の傾斜、溝等の組合せによるものがあること。【平成元年消防危第15号】

(2) 危規則第25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、次によること。【平成元年消防危第44号】

ア 防爆性能を有すること

イ 警報設定濃度は、おおむね爆発下限界の4分の1以下の値であること。

ウ 検知部は、おおむね地盤面から15センチメートル以下の可燃性蒸気を有効に検知できる位置に設置すること。

エ 警報部は、常時従業員等がいる事務所等に設置すること。

オ 警報を発した後は、濃度に変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

(3) 危規則第25条の10第3号に規定する「耐火性能を有するひさし」は、30分以上の耐火性を有するものであること。【平成元年消防危第15号】

(4) 危規則第25条の10第3号に規定する1.5メートル以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさし（以下「ひさし等」という。）を設けることが困難な場合は、上階の外壁から水平距離1.0メートル以上張り出したひさし等と、次に定めるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができる。

ア ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5メートル以下ごとに1個設けること。【平成元年消防危第15号】

イ 水源の水量は、ドレンチャーヘッドの設置個数に1.3立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。【平成元年消防危第15号】

ウ ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にヘッドの先端で放水圧力が0.3メガパスカル以上で、かつ、放水量が毎分130リットル以上の性能のものとする。【平成元年消防危第15号】

エ ドレンチャー設備には、予備動力源を設置すること。【平成元年消防危第44号】

(5) 危規則第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を

有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいう。【平成元年消防危第15号】

12 基準の準用

前1から11に定めるもののほか、第2（13を除く。）の基準を準用する。

第4 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所（危政令第17条第3項第4号関係）

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」によること。【平成10年消防危第22号】

第5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所（危政令第17条第3項第5号関係）

圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」によること。【平成27年消防危第123号】

第6 自家用給油取扱所（危政令第17条第3項第6号関係）

1 給油空地

給油する自動車等の長さ及び幅に応じた給油空地を設けること。

2 固定給油設備の位置

固定給油設備と道路境界線等との間隔について、危政令第17条第1項第12号ロ中「敷地境界線」とあるのは、「敷地境界線及び給油取扱所の設定線」と読み替えるものとする。

第7 メタノール等を取り扱う給油取扱所（危政令第17条第4項関係）

メタノール等を取り扱う給油取扱所については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について（通知）」によること。【平成6年消防危第28号】

第8 エタノール等を取り扱う給油取扱所（危政令第17条第4項関係）

エタノール等を取り扱う給油取扱所については、「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について（通知）」によること。【平成24年消防危第2号】

第9 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危政令第17条第5項関係）

1 顧客に自ら給油等をさせることができる範囲（危規則第28条の2の4関係）

「自動車」には、自動二輪車も含まれるものであること。また、顧客にガソリンを容器に詰替えさせることはできない。【平成10年消防危第25号】

2 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準（危規則第28条の2の5関係）

(1) 表示方法【平成10年消防危第25号】

表示の方法としては、「セルフ」、「セルフサービス」等を見やすい箇所への記載、看板の掲示等により行うことで差し支えない。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所は、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

(2) 顧客用固定給油設備の構造等【平成10年消防危第25号】

ア 手動開閉装置を備えた給油ノズルの構造

(7) 「手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造」には、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること。

(4) 「給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造」には、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

(4) 「自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置」（可燃性蒸気回収装置）には、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがあること。なお、燃焼処理、高所放出等を行うものは、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

イ 自動停止装置の構造

(7) 給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、

固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。

- (4) 給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15リットル毎分程度（軽油専用で吐出量が60リットル毎分を超える吐出量のものにあつては、25リットル毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合は、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

ウ 給油ホースの構造

「著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造」には、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

エ 誤給油防止構造

「ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造」には、次のもの等があること。なお、ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなされるものであること。

- (7) 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる

構造としたもの（コンタミ（Contaminationの略）防止装置）。なお、この場合、ガソリンと軽油の別を判別できることで足りる。

- (イ) 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。例としては監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造や、顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造等があること。

オ 給油量等設定構造

「設定」は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

カ 地震時自動停止構造

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができる。

3 顧客用固定注油設備の構造等【平成10年消防危第25号】

(1) 自動停止装置の構造

15リットル毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に、機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合は、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(2) 注油量等設定構造

前2.(2).オによること。

(3) 地震時自動停止構造

前2.(2).カによること。

- (4) 危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けた顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）は、危規則第28条の2の5の基準に適合しているものとする。

4 自動車等衝突防止措置等【平成10年消防危第25号】

(1) 自動車等衝突防止措置

「自動車等の衝突を防止するための措置」には、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150ミリメートル以上のアイランドを設置するものがあること。なお、必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要するものではないこと。

(2) 危険物の漏えい拡散防止措置

「漏えいの拡散を防止するための措置」は、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。立ち上がり配管遮断弁を設置する場合は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。逆止弁を設置する場合は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

5 表示【平成10年消防危第25号】

(1) 顧客用固定給油設備等

ア 顧客用である旨の表示の方法としては、顧客用固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等があること。

イ 一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

ウ 普通自動車等の停止位置として長さ5メートル、幅2メートル程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2メートル四方程度の枠を、地盤面等にペイント等に

より表示すること。

(2) 給油ホース等

ア 使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等は、近傍の壁面等に記載すること。

イ 彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まない。

ウ エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えない。

エ 使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導すること。（*）

(3) 顧客用以外の固定給油設備等

顧客用以外である旨の表示の方法としては、当該設備又はアイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等があること。

6 制御卓等の基準【平成10年消防危第25号】

(1) 「制御卓」は、給油取扱所内ですべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りではない。なお、「直接視認できる」とは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいう。

(2) 「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

(3) 「監視設備」としては、モニターカメラ及びディスプレイがあること。

(4) 「制御装置」には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給

油設備等の状態の表示装置が必要であること。なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものは、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

- (5) 「速やかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等があること。
- (6) 「顧客と容易に会話することができる装置」には、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の顧客用固定給油設備等は、近傍の壁面等に設置すること。
- (7) 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。
- (8) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えない。この場合、すべての制御卓に、顧客用であるか否かにかかわらず固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。
- (9) 危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けたものは、危規則第28条の2の5第6号の基準に適合しているものとする。

7 可搬式の制御機器の基準【令和2年消防危第87号】

- (1) 制御装置については、前6.(4)によること。この場合、「制御卓」とあるのは、「可搬式の制御機器」と読み替えるものとする。
- (2) 当該機器の給油等許可機能を作動させ、又は停止（以下「作動等」という。）させるためのビーコン等の無線通信機器は、可搬式の制御機器を用いた従業員が顧客の給油行為等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行える範囲内で、適切に作動等ができる位置に設けること。
- (3) 給油等停止機能及び一斉停止機能は、(2)の範囲を含め、給油空地、注油空地及びこれらの周辺の屋外において作動させることができること。
- (4) 肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。
- (5) 当該機器の規格は、製造所運用基準別記2.4「電気機械器具の選定」の表又は次の

いずれかに適合するものとする。

ア 国際電気標準会議規格（IEC）60950-1

イ 日本産業規格（JIS）C6950-1（情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項）

ウ 国際電気標準会議規格（IEC）62368-1

エ 日本産業規格（JIS）C62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項）

(6) 次のアからエの基準を満たす場合は、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客自らによる給油作業の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から行えること。【令和6年消防危第279号】

ア 次の機能を有する監視制御装置を設けること。

(7) 次の事項を検知して継続的に監視するとともに、その旨の信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能

- a 自動車又は原動機付自転車の停車
- b 給油ノズルを固定給油設備から取る動作
- c 給油ノズルが給油口に挿入される動作
- d 給油を行う動作
- e 給油ノズルを固定給油設備に戻す動作

(4) 次の異常を検知し、その信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能

- a 自動車又は原動機付自転車が適正な位置に停車されないこと。
- b 前(7).cの動作に至った後、自動車又は原動機付自転車から顧客が離れること。
- c 固定給油設備の付近に2人以上の顧客が確認されること。
- d 固定給油設備の付近に火気があること。
- e 固定給油設備の付近に携行缶及びポリタンクがあること。

イ 制御卓及び可搬式の制御機器は、次の機能を有すること。

(7) 固定給油設備周辺のカメラ映像を表示できる機能（複数の固定給油設備がある場合は、各固定給油設備のカメラ映像を切替えて表示できる機能）

(4) 前ア.(7).aの停車又は前ア.(7).bからeまでのいずれかの動作を検知した場合

は、画面表示により従業員に報知する機能

(7) 前ア. (4). a から e までのいずれかの異常を検知した場合は、画面表示及び警報音により従業員に報知し、又は給油を停止する機能

ウ 固定給油設備の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を設置すること。

なお、第5種の消火設備として設置するものと兼用して差し支えないこと。

エ 次の場合に従業員がとるべき措置に関する事項を予防規程に明記するとともに、適切に対応することができる体制等（従業員の配置、掲示物等による顧客への周知等）を整備すること。

(7) 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合

(4) 顧客からの呼び出しがあった場合

(7) 事故が発生した場合

(3) 消火設備

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危政令第17条第2項第9号ただし書きに規定する屋内給油取扱所のうち上部に上階を有するものは除く。）に設けることとされている泡消火設備告示第18条に規定するパッケージ型固定泡消火設備について、危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けたものは、危規則第32条の6及び泡消火設備告示第18条の規定に適合しているものとする。

別記1 可燃性蒸気流入防止構造等の基準【平成13年消防危第43号】

1 可燃性蒸気流入防止構造

固定給油設備等において、一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をベーパーバリアということ。このベーパーバリアは、気密性を有する間仕切により可燃性蒸気の流入を防止するソリッドベーパーバリア及びエアギャップ（通気を有する空間をいう。以下同じ。）と一定の構造を有する間仕切により可燃性蒸気の流入を防止するエアベーパーバリアに分類されること。

(1) ソリッドベーパーバリアの基準

ソリッドベーパーバリアは、気密に造るとともに、150キロパスカルの圧力で、5分間行う気密試験において、漏れがないものであること。なお、この基準において、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲を「可燃性蒸気滞留範囲」ということ。

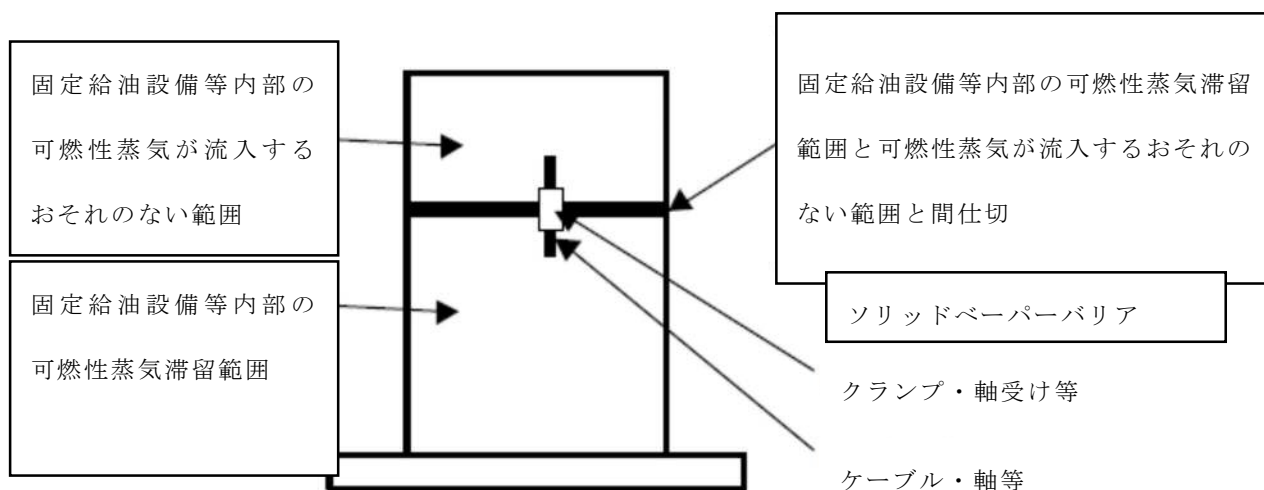


図1

(2) エアーベーパーバリアの基準

エアーベーパーバリアは、次によるものとする。

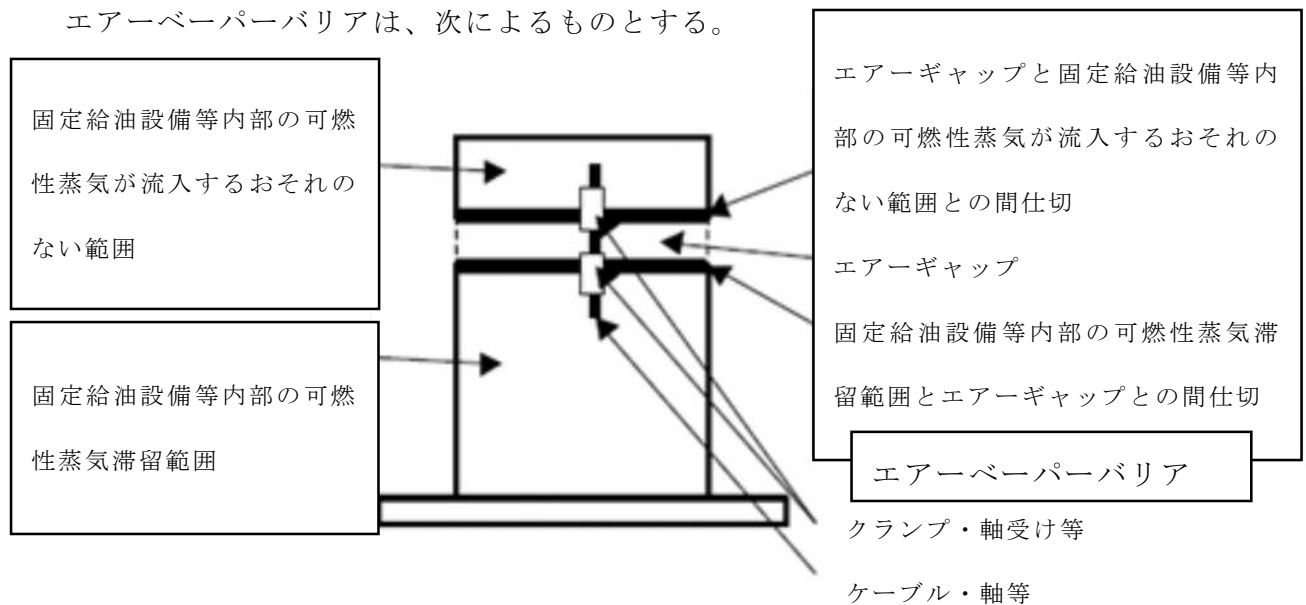


図 2

ア エアーベーパーバリアを構成するエアーギャップの間仕切の離隔距離は、50ミリメートル以上であること（図3参照）

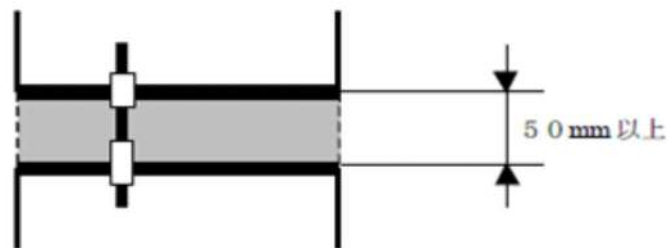


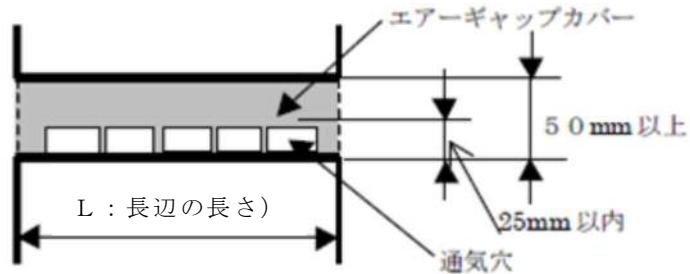
図 3

イ エアーギャップの構造は、次によるものとする。（図4、図5参照）

- (7) 固定給油設備等のエアーギャップには、当該部分の通気を確保するとともに、エアーギャップカバー（エアーギャップ内部を保護するために通気穴を設けた外装部材をいう。以下同じ。）を設けることができること。
- (8) エアーギャップカバーに設ける通気穴は、固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲とエアーギャップとの間仕切から25ミリメートル以内の部分で、固定給油設備等の対面（最低2面）に均等に配置されていること。
- (9) エアーギャップカバーに設ける通気穴の総面積は、エアーギャップの間仕切の離隔

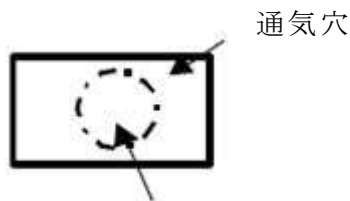
距離（50ミリメートルを超える場合は50ミリメートル）とエアギャップの長辺の長さの積の25パーセント以上を確保すること。

(イ) 一の通気穴は、直径6ミリメートルの円が包含される大きさであること。



両面の通気穴の必要総面積 ≥ 50 ミリメートル $\times L$ ミリメートル $\times 0.25$

図4



包含される直径6mmの円

図5

ウ 固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲とエアギャップとの間仕切及びエアギャップと固定給油設備等内部の可燃性蒸気が流入するおそれのない範囲との間仕切に使用される部材は、ケーブル・軸等の貫通部以外の開口部のない構造とし、当該貫通部の隙寸法は0.1ミリメートルから0.15ミリメートル以下程度であること。

エ 固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲内に可燃性蒸気を滞留させ、当該範囲内を10キロパスカルの圧力で15分間加圧し、固定給油設備等内部の可燃性蒸気が流入するおそれのない範囲内で、可燃性蒸気が検出されない場合は、アからウまでの基準は適用しないこと。

(3) その他

ア 固定給油設備等内において、可燃性蒸気の流入するおそれのない範囲を形成する目的で設けるペーパーバリアは、固定給油設備等設置面底部より600ミリメートル以上の

高さに設けること。

イ 固定給油設備等の外部には、ベーパーバリアの位置を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

ウ ベーパーバリアの補修・点検等に伴い、ケーブル・軸等の貫通部を分解した場合には、当該部分に使用していた部品の再利用は行わないこと。

2 固定給油設備等に係る可燃性蒸気滞留範囲

可燃性蒸気滞留範囲は、製造所運用基準の別記2「危険場所における電気設備の基準」により固定給油設備等の内部及び固定給油設備等の端面から水平方向に600ミリメートルの範囲とされているが、ソリッドベーパーバリアを用いた場合、固定給油設備等の内部にあつては、ソリッドベーパーバリアにより可燃性蒸気が流入するおそれのない部分を除いた部分、固定給油設備等の周囲にあつては、ソリッドベーパーバリアより下の部分とすること(図6参照)。エアーベーパーバリアを用いた場合、固定給油設備等の内部にあつては、エアーベーパーバリアにより可燃性蒸気が流入するおそれのない部分を除いた部分及びエアーギャップ部分、固定給油設備等の周囲にあつては、エアーギャップ下部の間仕切より25ミリメートル高い位置から下の部分とすること(図7参照)。これらの場合、ノズルブーツ(固定給油設備等に設けられたノズル収納部分をいう。以下同じ。)及びエアーセパレーター(液体に含まれる空気又はガスを分離し、これを除去する装置をいう。以下同じ。)の排出部は、ベーパーバリアを設けた位置よりも低い部分に設けられていること(図8参照)

固定給油設備等内部の可燃性蒸気が流入するおそれのない範囲

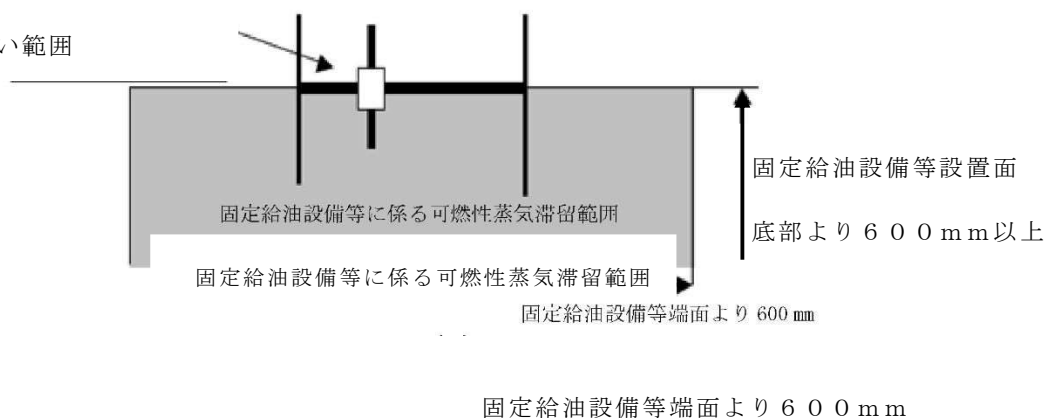


図6

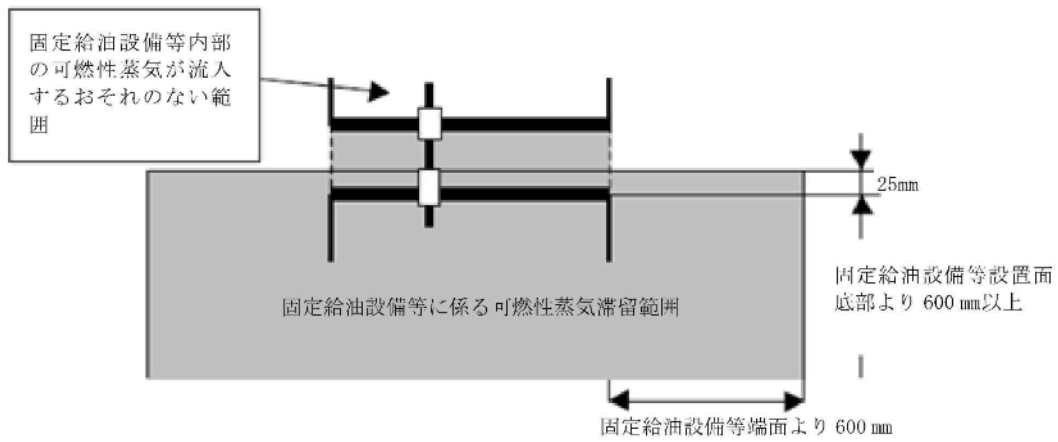


図 7

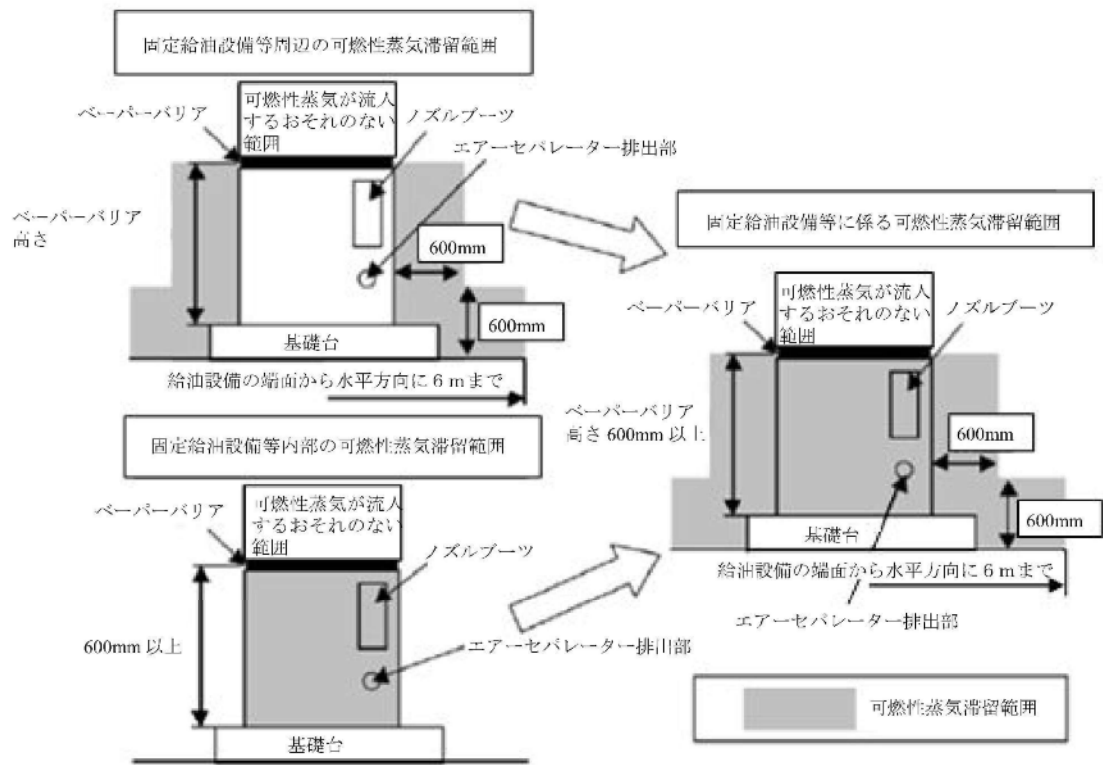


図 8

3 固定給油設備等の周辺における管理区域

ペーパーバリアの高さより上方の固定給油設備等周辺600ミリメートルの範囲は、安全を確保するための措置を講ずる必要がある区域（以下「管理区域」という。）とすること（固

定給油設備等の形態別可燃性蒸気滞留範囲の例を4に示す。)

(1) 管理区域と固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲との境界に用いる外装材は、開口部のないものとする。ただし、構造上等でやむを得ず開口部が存する場合には、次のアからエに掲げる措置を講ずることにより、開口部のない外装材と同等の扱いとすることができること。

ア 隙部には、パッキンなどのシール部材により隙をふさぐ処置を施すこと。

イ パッキン等のシール部材による処理を施さない場合には、隙寸法が3ミリメートルを超えないものとする。

ウ 水抜き穴等が存する場合には、直径3ミリメートル以下の円形とすること。

エ その他パネル等は、くぼみ等を作らない構造とすること。

(2) 管理区域に設置する設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 管理区域に配管及びホース機器等が存する場合、ねじ込み接続や溶接構造等危険物の漏れがない構造であること。

イ 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

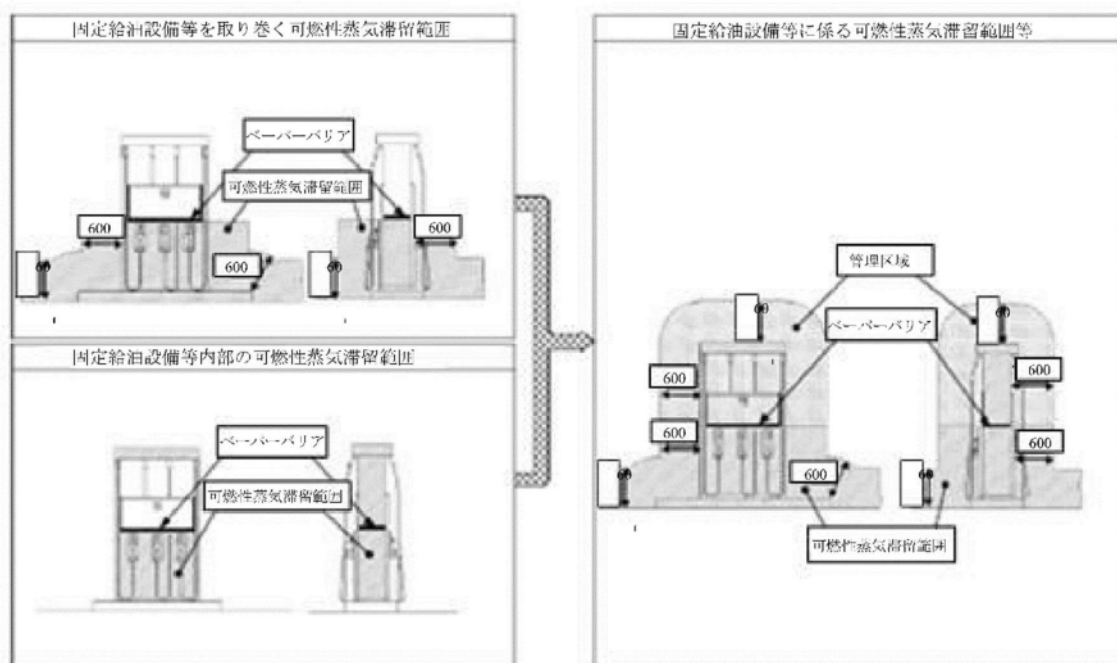
ウ 管理区域には、給油作業に係る機器以外は設置しないこと。

エ 裸火等の存する可能性がある機器及び高電圧機器等は設置しないこと。

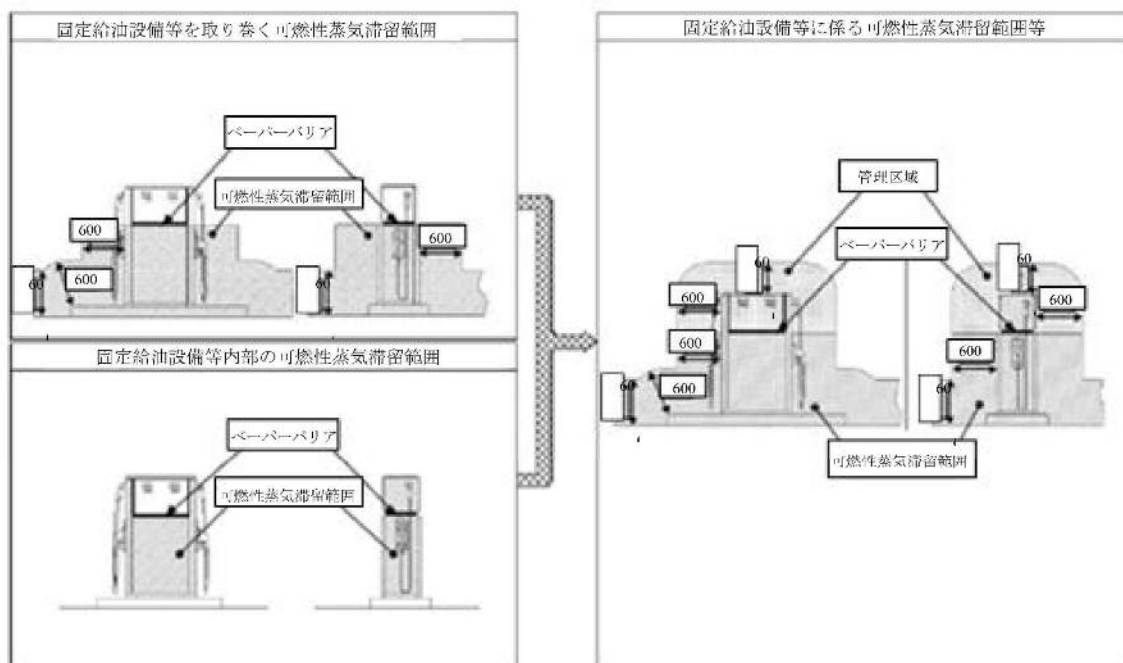
4 固定給油設備等の形態別可燃性蒸気滞留範囲の例

可燃性蒸気滞留範囲は、設置される固定給油設備等の形態並びにベーパーバリアの種類及び位置等によって異なることが考えられるため、次のとおり固定給油設備等の形態別可燃性蒸気滞留範囲の代表例を示す。

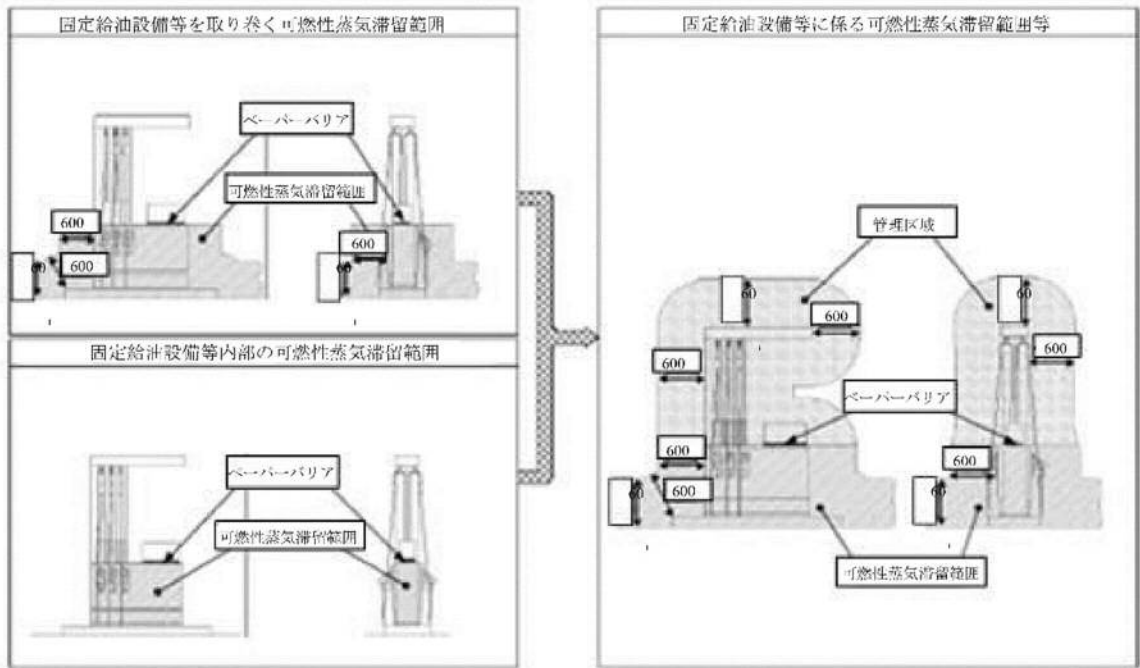
例 1



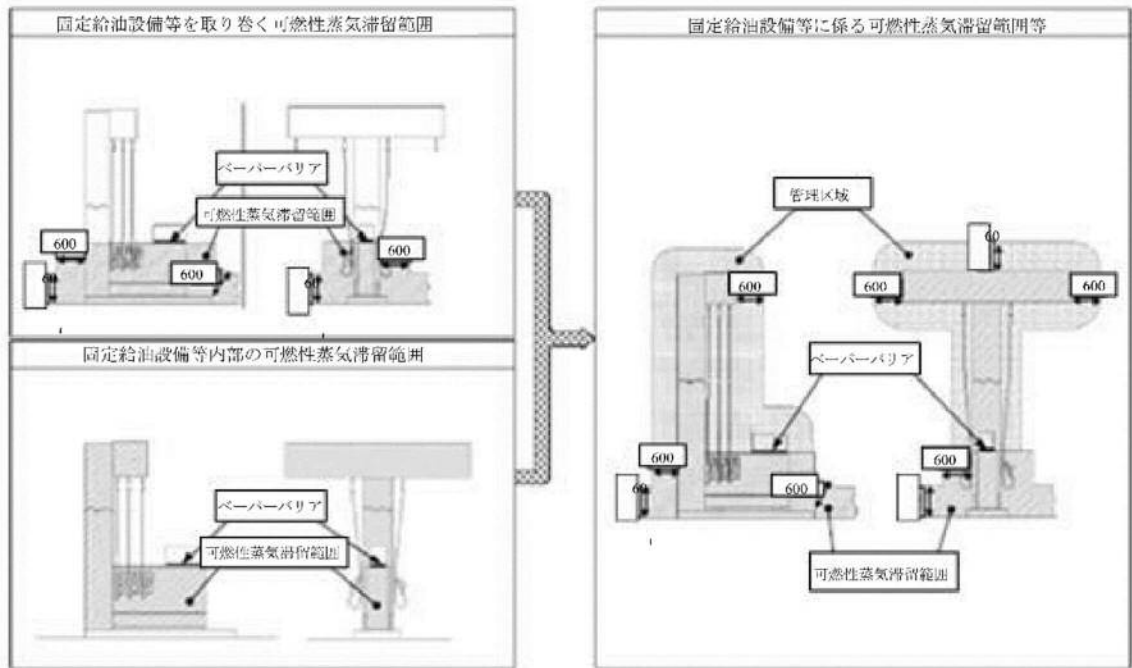
例 2



例 3



例 4



別記2 尿素水溶液供給機の設置基準【令和6年消防危第40号】

1 危規則第25条の5第2項第4号に規定する「尿素水溶液供給機」について

- (1) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留する恐れのない場所に設置すること。（図1参照）
- (2) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。（図2参照）

設置例

図1 電動ポンプにより払い出すタイプ

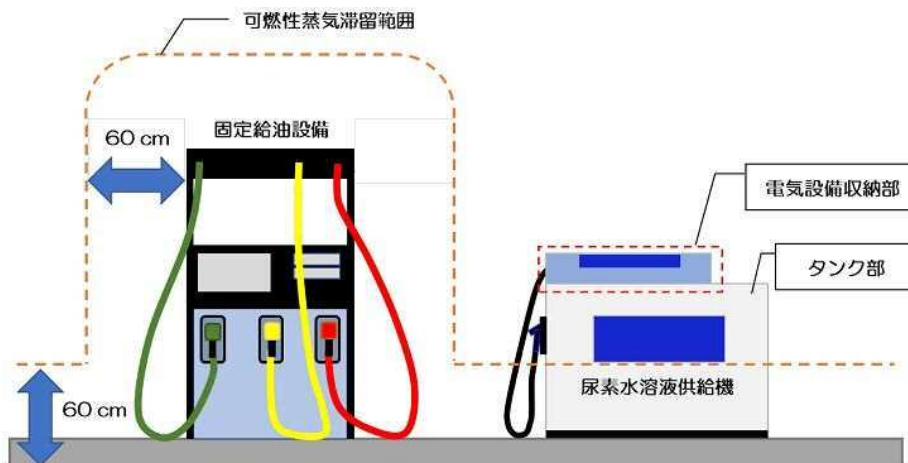
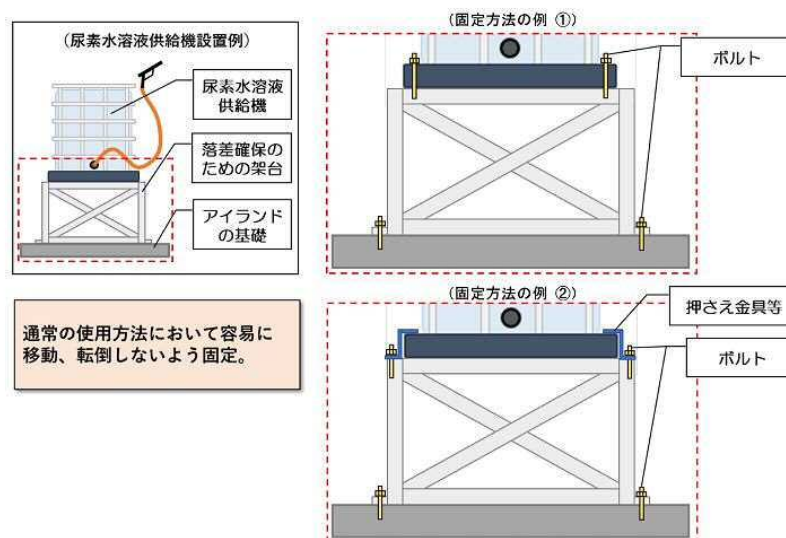


図2 重力により払い出すタイプ



別記3 急速充電設備の基準【令和6年消防危第40号】

1 次の(1)から(3)以外の場所は、危規則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと(図1から図4参照)。

- (1) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6メートルまでで、基礎又は地盤面からの高さ60センチメートルまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60センチメートルまでの範囲
- (2) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線(当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。)から水平方向6メートルまでで、地盤面からの高さ60センチメートルまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60センチメートルまでで、地盤面までの範囲
- (3) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5メートルまでの範囲

可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図(斜線部分以外)

図1 固定給油設備の周囲

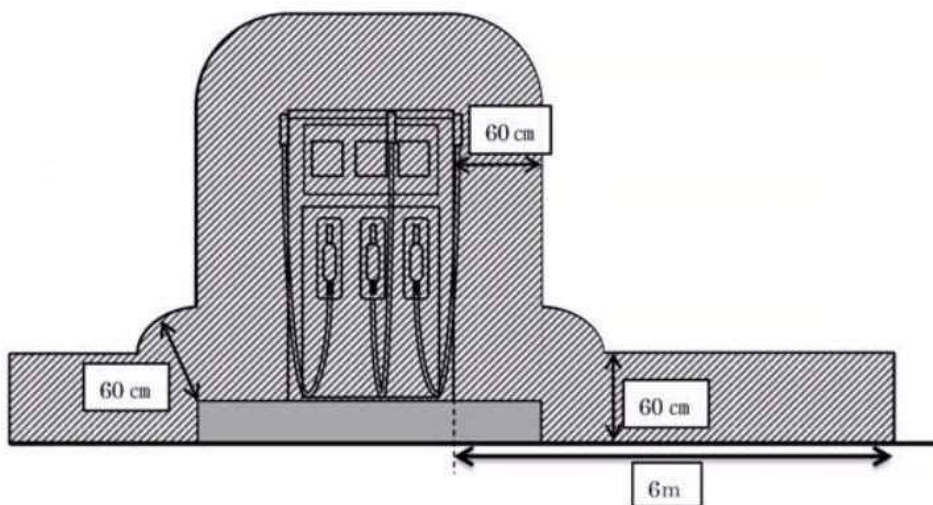


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

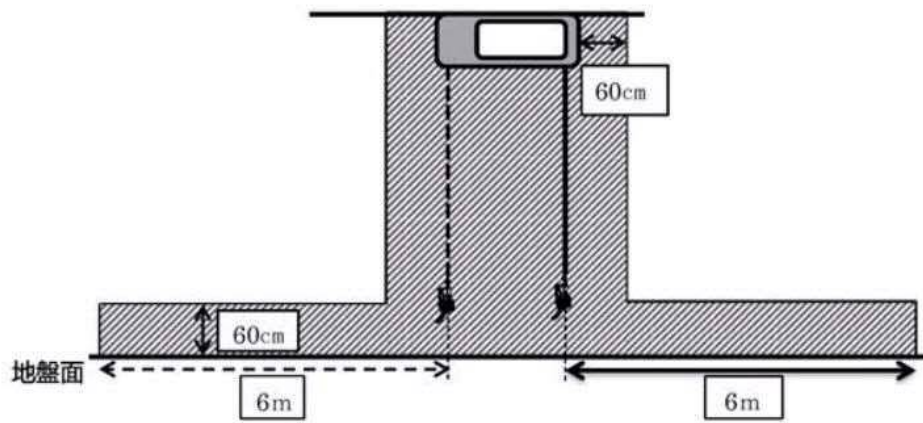


図3 通気管の周囲

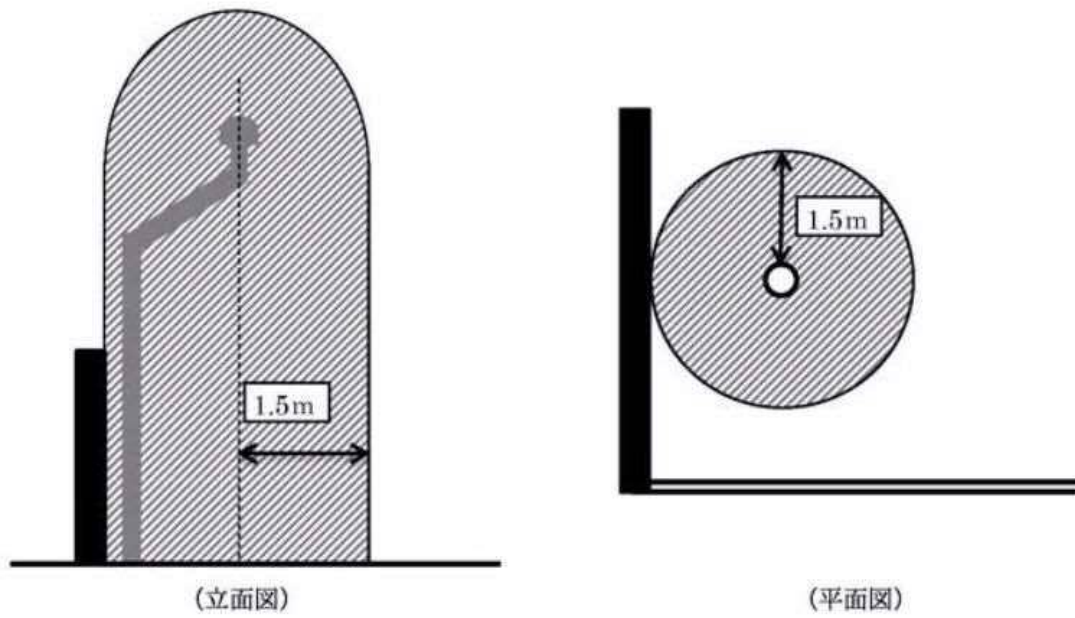
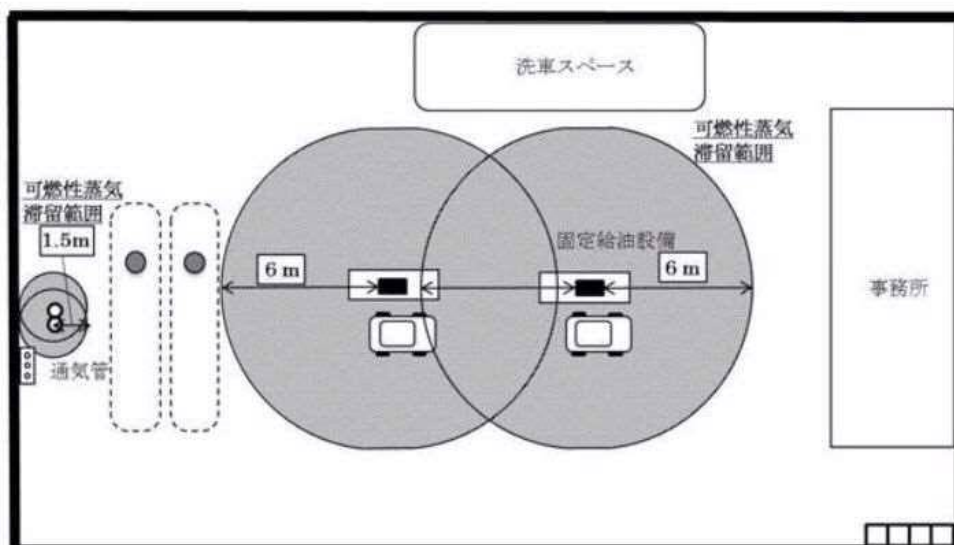


図4 給油取扱所（平面図）



2 次の(1)から(6)以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと（図5から図8参照）。

- (1) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60センチメートルまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.1メートルまでで、基礎又は地盤面からの高さ60センチメートルまでの範囲
- (2) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60センチメートルまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.1メートルまでで、地盤面からの高さ60センチメートルまでの範囲
- (3) 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.4メートルまでで、地盤面からの高さ60センチメートルまでの範囲
- (4) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.6メートルまでで、地盤面からの高さ60センチメートルまでの範囲
- (5) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5メートルまでの範囲
- (6) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）

図5 固定給油設備の周囲

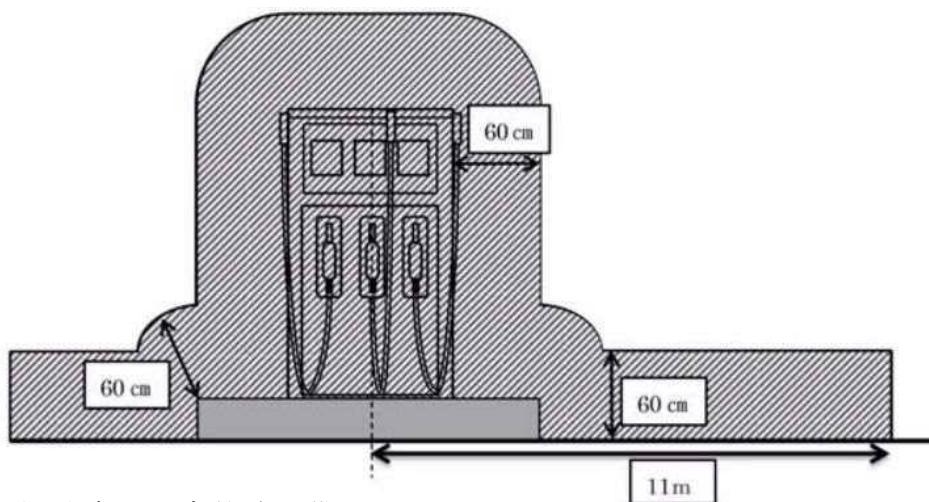


図6 懸垂式の固定給油設備の周囲

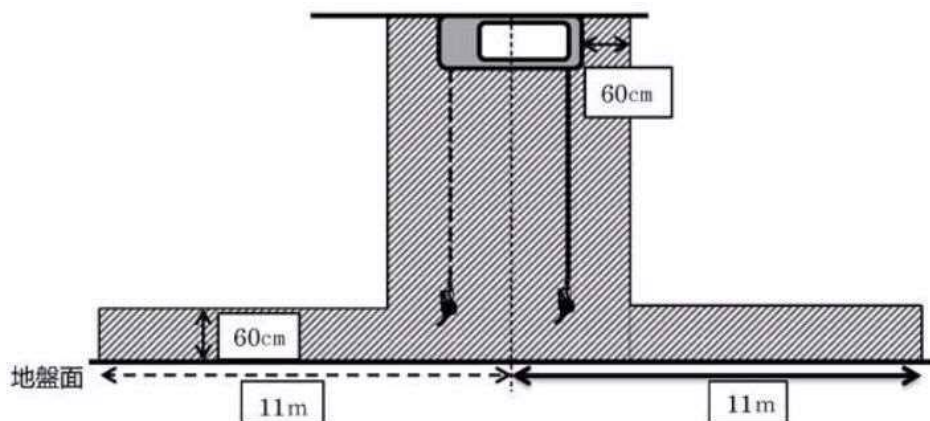


図7 通気管の周囲

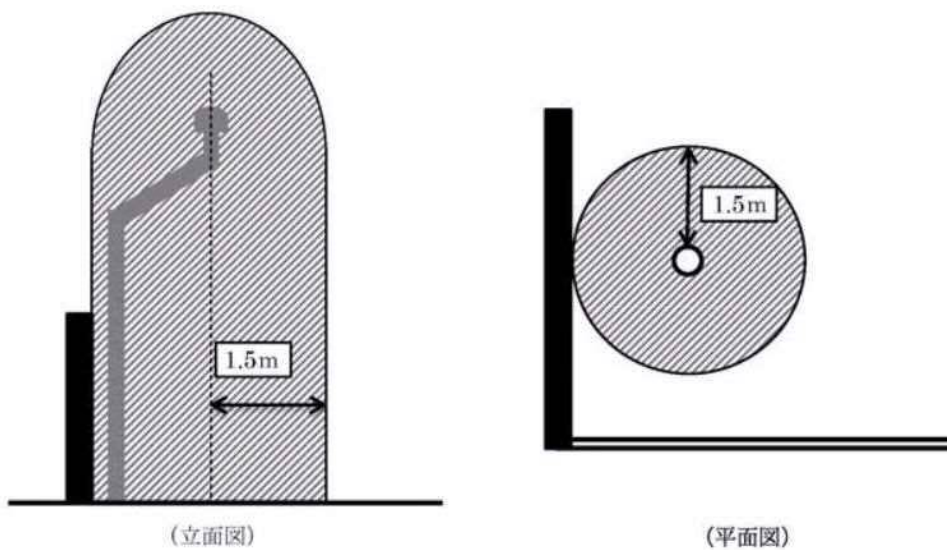
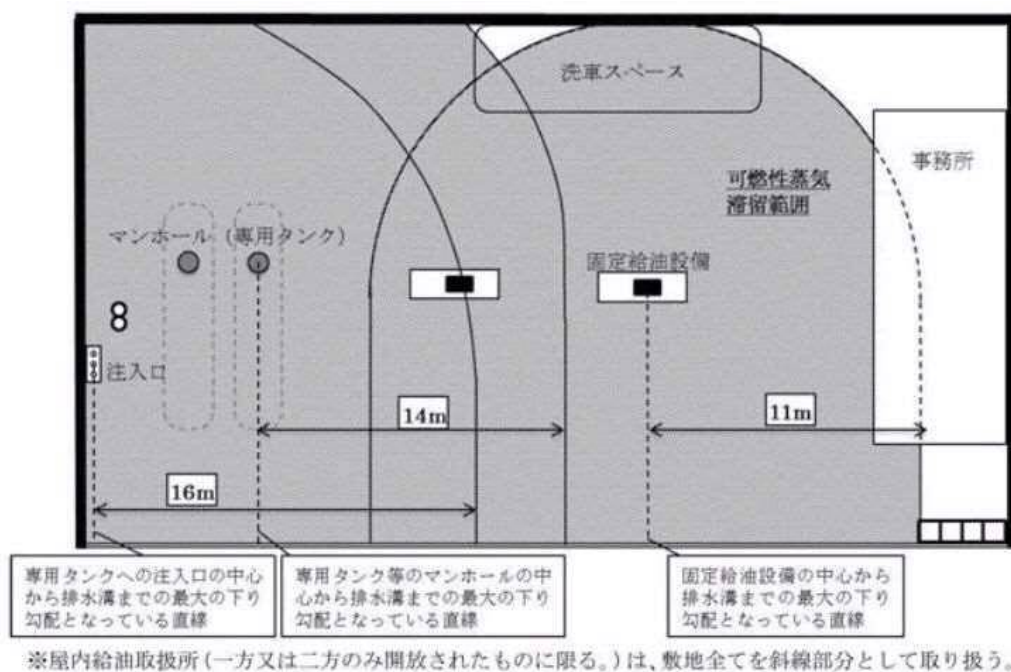


図 8 給油取扱所（平面図）



- 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。